

公益財団法人日本セーリング連盟 寄附金等取扱規程

第1条 (目的)

この規程は、定款第6条第4項の規定に基づき、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (定義等)

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 連盟の会員又は連盟の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 連盟の会員又は連盟の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条 (一般寄附金の募集)

連盟は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以下を法人会計に使用することができる。

第4条 (特定寄附金の募集)

特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途およびその他必要な事項を説明した書面（以下、「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

第5条 (募金目論見書の交付等)

特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、連盟ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは、事後に交付することができる。

第6条 (受領書等の送付)

一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、連盟の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

第7条 (募金に係る結果の報告)

連盟は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、連盟ホームページ上の公開に代えることができる。

第8条 (特別寄附金)

連盟は、個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

- 2 前項の寄附金について、寄附者から資金用途および寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄附金下記各号に該当する場合、もしくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定するもの以外の個人又は団体が、その寄附により特別の利益を受ける場合
 - (2) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (3) 寄附金の受け入れに起因して、連盟の資金負担が著しく生ずる場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、連盟の業務の遂行上支障があると認められるもの、及び連盟が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

第9条 (情報公開)

連盟が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び連盟ホームページへの公開を含む閲覧等の措置を講ずるものとする。

第10条 (個人情報保護)

寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、最新の注意を払って情報管理に努めるものとする。

第11条 (改正)

この規程の改正は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
3. 本規程は、平成24年12月8日より改定施行する。